

	号外	定価1部2円	懸命に踏ん張る組合員に一時金引下げ勧告か？組合員の賃金水準維持に向け取り組みに結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2020人勸情勢①

10.2公務員連絡会・人事院給与局長交渉

人事院 一時金『引下げ』先行勧告

＝勧告は今週半ばの見通し＝
 引下げ幅は2009年(▲0.35月)までに至らない/期末手当を引き下げか!?

10月2日、公務員連絡会(議長:柴山好憲国公連合委員長)は20人事院勧告の検討状況を質すため、人事院・松尾給与局長と交渉を行った。人事院では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時金の民間給与実態調査を先行して調査(時期:6月下旬~7月末)した経緯がある(月例給は8月17日~9月30日に調査し、集計作業中)。

【1 交渉概要】

①一時金を先行して勧告、勧告日は今週半ば(7日頃)。②一時金(国:4.50月)の支給月数を引下げ、引下げは期末手当(2.6月)で行うとした。引下げ幅は「リーマンショック時(2009年:▲0.35月)ほどの減少でない」とした(一部マスコミでは▲0.05~▲0.1月の報道)。諸手当、休暇制度等の具体的な改善回答はなく、現状認識にとどまった。

交渉団から、一時金の引下げはもとより、育児休業中や非常勤職員の処遇の観点から期末手当での引下げは遺憾とし、勧告直前となる人事院総裁交渉での再考を強く求めた。

【2 人事院回答の問題点】

①一時金引下げ	公務労働者はコロナ感染症対策をはじめ業務量が増大するなか懸命に仕事。 <u>引下げは生活を直撃し、勤務意欲の失墜に。水準維持は当然。</u> 民間地場中小企業の賃金水準に影響し、地域経済は厳しくなる一方。
②引下げは期末手当	<u>会計年度任用職員にも多大な影響。ただでさえ低賃金を強いられており、引下げで深刻な事態に。</u> 期末手当からの引下げは問題山積。

【3 人事院勧告後の取り組みに向けて】

当県の一時金は4.45月(国との格差0.05月)であり、現行でさえ低い水準のままだ。引下げとなれば組合員の生活は厳しくなる一方であり、水準維持が最大の焦点だ。人事院勧告後は、一時金を巡り県人勸交渉がスタートする。岩手県地方公務員共闘会議は、10月8日に県人事委員会へ要請書を提出し、交渉を開始する。並行して県職労も県人勸闘争方針を確立のうえ、取り組みを本格化させる。皆さんの結集をお願いします。

新採用職員 正式採用 組合加入の声掛けを

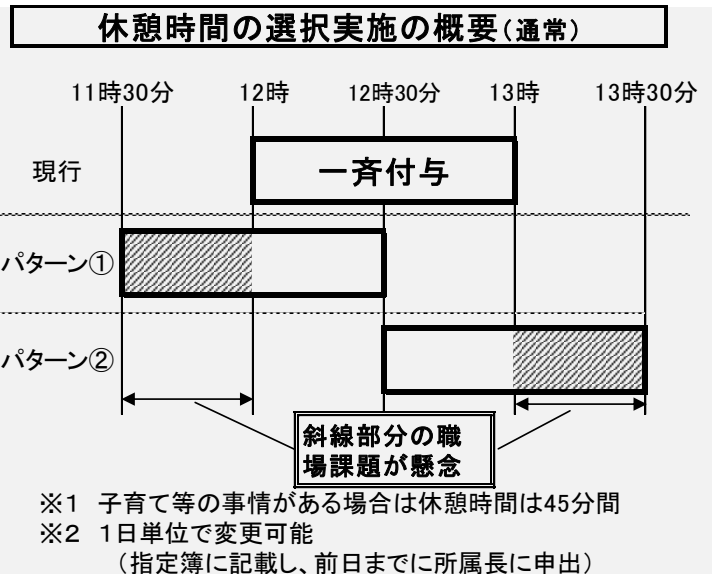
10月1日、新採用職員が正式に採用されました。早速、各支部・分会では改めて県職労の取り組みや、マイカー共済などの共済利用について説明の機会を設けよう。そうして、「組合は加入するもの」と職場の先輩組合員や若手青年婦人部員から積極的に勧誘し、加入に結び付けよう。新採用職員から職場や生活で感じていること、悩んでいることなども聞きながら、丁寧な取り組みを進めていきましょう。

県当局 コロナ感染対策の理屈で... 休憩時間 一方的導入! 県職労 = 労使交渉軽視は許されない・導入課題の改善を =

10月2日、県当局は「新型コロナウイルス感染症の感染防止のための措置について」に休憩時間の変更を加える通知を発出、10月5日から全県を対象を開始するとした（当面の間）。現行に加え、「パターン①」（11:30~12:30）と「パターン②」（12:30~13:30）の2通りを1日単位で設定できる。

当局は新型コロナウイルス感染症防止対策が必要としているが、休憩時間は一斉付与が原則であり、こうした取扱いを設けるとした場合の実際に働く職員の勤務・労働条件上の課題は十分精査・対処されているとは言い難い。

さらに、県職労との事前の交渉・協議をほとんど行わないまま強行的に導入することは極めて問題であり、かつ全県一律導入の必要性も乏しい。現時点で想定される主な課題は次のとおり。上図の斜線部分の時間帯で生じる課題だ。当局責任で導入する以上、生じた職場課題は当局が改善すべきである。



1 職員体制(手薄時間の課題)

斜線部分の時間帯は、休憩に入る職員もいるため、職員体制が手薄に。来客・来電対応により業務中の職員の負担が増す懸念が大きい。

2 職場で十分休憩できるか

斜線部分の時間帯は業務中のため職場で十分な休憩ができない懸念あり。休憩中に来客・来電対応で勤務に従事せざるを得ない懸念も。

3 県民理解が得られるか

一般の方には斜線時間の外出や私用中に、職務怠慢と受け取る方も少なくないと想定され、クレームの懸念も。

県職労は課題を集約し、順次当局に訴え、対応を求めていく。課題は県職労に一報を!